

動産譲渡登記の申請をされる方へ

～申請データ等の変更のお知らせ～

平成22年12月

東京法務局

平成23年2月14日(月)から動産譲渡登記の申請データ等が変更になります。

主な変更点は、以下の1及び2のとおりです。

なお、変更の詳細については、法務省又は東京法務局ウェブサイト内の「動産譲渡登記制度について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>)をご覧ください。

1 動産譲渡登記申請の際に提出する申請データに関する主な変更点

(1) 提出するファイル形式が変更され、提出するファイルの数も、「1つ」から「4つ又は5つ」に変更されます。



平成23年2月14日(月)以降は、変更前のファイル形式で提出しても、申請を受理することができません。必ず、変更後のファイル形式で提出してください。

※ 「変更後のファイル形式のひな形」及び「変更前のファイル形式から変更後のファイル形式に変換するための変換ソフト(コンバータ)」を、上記ウェブサイトに掲載しています。

(2) 動産個別事項(動産通番)の上限が増加されます。

1申請で登記することができる動産個別事項(動産通番)の上限が、100個から1,000個に増加されます。

登記する動産の数が1,000個を超える場合には、申請書及び申請データが複数通必要になります。また、添付書面についても、申請書の通数分が必要になります。

※ この場合であっても、添付書面の援用(前件添付)及び原本還付の手続をすることはできません。

(3) 申請データを記録する磁気ディスクとしてCD-RWも使用可能となります。

2 チェックプログラムの変更

動産譲渡登記の申請データのチェックプログラムが、現在の「動産譲渡登記申請データチェックプログラム」から「申請人プログラム Ver.5.00」に変更されます(債権譲渡登記のチェックプログラムと一本化されます。)

2月14日以降、変更後の申請データファイル形式にて申請される際には、必ず「申請人プログラム Ver. 5.00」にてエラーチェックを行い、エラーのないことを確認の上、提出願います。

(注意事項)

送付(郵送等)による申請の場合、動産譲渡登記所に申請書が到着した翌執務日に受付処理をします。変更前又は変更後の申請データのどちらで登記申請を行わなければならないかをよく確認した上で、申請していただくようお願いします。

※ 具体的には、2月9日(水)までに動産譲渡登記所に到着した申請は変更前の申請データファイルで、2月10日(木)以降に動産譲渡登記所に到着した申請は変更後の申請データファイルで申請することになります(次ページ参照)。

ご不明な点がございましたら、次ページ記載の動産譲渡登記所にお問い合わせください。

動産譲渡登記を動産登録課の窓口にて申請する場合

動産登録課への申請日	提出する申請データ方式
平成23年2月10日（木）以前	変更前の申請データ方式 ※1
平成23年2月14日（月）以降	変更後の申請データ方式 ※2

動産譲渡登記を送付（郵送等）の方法にて申請する場合

動産登録課への到着日	動産登録課での受付日	提出する申請データ方式
平成23年2月8日（火）以前	翌執務日	変更前の申請データ方式 ※1
平成23年2月9日（水）	平成23年2月10日（木）	変更前の申請データ方式 ※1
平成23年2月10日（木）	平成23年2月14日（月）	変更後の申請データ方式 ※2
平成23年2月14日（月）	平成23年2月15日（火）	変更後の申請データ方式 ※2
平成23年2月15日（火）以降	翌執務日	変更後の申請データ方式 ※2

	使用可能なデータチェックプログラム
※1 変更前の申請データ方式	動産譲渡登記申請データチェックプログラム
※2 変更後の申請データ方式	申請人プログラム Ver. 5.00

★平成23年2月14日前後の登記申請に関しては十分ご注意ください。

◎ 問い合わせ先

動産譲渡登記所：東京法務局民事行政部動産登録課

〒165-8780 東京都中野区野方一丁目34番1号

Tel 03-3389-3362 Fax 03-3389-3771